

# 千葉中央法律事務所 ニュース

(題字・童話作家 故斎藤隆介氏)

発行

千葉中央法律事務所

千葉市中央区中央4丁目10番12号

蚕糸会館6階

電話 043-225-4567(代)

FAX 043-225-1507

残暑お見舞い申し上げます。



(世界遺産・知床峠からのぞむ羅国岳)

戦後60年のことしの夏。皆さまいかがおすごしでしょうか。地球も「病んでる」せいか、季節の変化や気候も何となく不順です。十分にご健康にご留意され、暑い夏を乗り切って頂きますようお祈り申し上げます。  
 60年といえば還暦。「本卦還(ほんがえり)」ですから、原点に立ち戻るという意味も込めることができます。そして、戦後の原点といえば、もちろん平和憲法です。  
 15年もの長きにわたって続いたあの日中戦争からアジア太平洋戦争への反省のうえに立って、アジアと世界に発信した平和の誓い、それが憲法9条。武力による平和の実現はあり得ないので。イラク戦争の経過と現状がこのことを証明しています。だから、私たちはこの9条をもつ日本国憲法の「改訂」には反対です。  
 現実と憲法の理念があわなくなったら、憲法の原則に現実をあわせることこそ立憲主義です。  
 「9条の会」のとりくみは、今全国に燎原の火の如く広がりをみせていています。私たちもこのことを心からうれしく思います。そして力を尽くしたいと思います。皆さまのお力添えをお願いいたしく存じます。  
 私たちの事務所は、憲法のこころを事務所活動の指針としています。人権の擁護と社会正義の実現という弁護士法の理念もまた憲法にその根をおくものです。今日の社会情勢や世相を背景として「事件」も益々多様かつ複雑さをましてきた感があります。したがって、「事件活動」にもいっそうの工夫をこらさなければならぬと考えています。皆さまにとつて利用しやすく、また「集団の力」を活かしうる法律事務所の建設は、私たちの目ざす大きな課題でもあるからです。皆さまの引き続くご指導とご協力を頼りにしながら、残暑お見舞いをかねて事務所ニュースによるお便りをお届けいたします。

二〇〇五年夏

## 千葉中央法律事務所

弁護士	高橋
弁護士	岩藤
弁護士	守白
弁護士	丸野
弁護士	川井
弁護士	坂井
弁護士	有馬
弁護士	腰井
弁護士	宮山
事務局一同	希潔
	一吾
	明夫
	男子
	勲